

# 四万十町市街地再生基本構想

窪川市街地



大正市街地



十和市街地（十川エリア）



十和市街地（昭和エリア）



平成31年3月  
高知県四万十町

# 目 次

<b>1. 構想の趣旨</b> . . . . .	<b>1</b>
(1) 基本構想策定の背景と目的 . . . . .	1
(2) 基本構想の位置付け . . . . .	1
(3) 基本構想における市街地の範囲 . . . . .	2
<市街地設定の考え方> <位置図>	
<b>2. 全町的な現状・課題・傾向等（地域別）</b> . . . . .	<b>4</b>
(1) 人口動態 . . . . .	4
<総人口の推移> <人口の自然増減> <人口の社会増減> <移住者の状況>	
(2) 生活環境 . . . . .	5
<b>3. 市街地の現状・課題・対応方針等</b> . . . . .	<b>6</b>
(1) 人口動態 . . . . .	6
<現 状> <課 題> <対応方針>	
(2) 交 通 . . . . .	7
<現 状> <課 題> <対応方針>	
(3) 生活基盤 . . . . .	7
<現 状> <課 題> <対応方針>	
(4) 公共・文化・観光施設等 . . . . .	8
<現 状> <課 題> <対応方針>	
(5) 法規制・防災等 . . . . .	10
<現 状> <課 題> <対応方針>	
<b>4. 市街地別の整備方針とゾーニング</b> . . . . .	<b>11</b>
(1) ゾーニングの全体像 . . . . .	11
(2) 窪川市街地 . . . . .	11
<整備方針> <ゾーニング>	
(3) 大正市街地 . . . . .	12
<整備方針> <ゾーニング>	
(4) 十和市街地 . . . . .	13
<整備方針> <ゾーニング> [十川エリア] [昭和エリア]	
➤ 市街地別「周辺図」及び「ゾーニング」 . . . . .	16
<b>5. 資料集</b> . . . . .	<b>23</b>

[用語の定義] ゾーン（ゾーニング）とは … 市街地内において、立地条件や特性などをもとに「一定の方針に基づいて区分した範囲」をいいます。

エリアとは …………… 地域内において、「一定の条件で区分した区域」をいいます。

# 1. 構想の趣旨

## (1) 基本構想策定の背景と目的

本町の人口は、昭和 30 年の 41,912 人をピークに減少を続けており、平成 27 年には 6 割弱減少の 17,325 人となっています。また、将来人口の推計では 20 数年後に 1 万人を切る見通しとなっており、中山間地域で農業集落が多数点在している本町にとって、現実として避けられない人口減少を緩やかにしていくことが、町の存続に関わる最重要課題となっています。

本町においては、まちの将来像とまちづくりの基本方針を町民と共有し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、「四万十町まちづくり基本条例」に基づく「第 2 次四万十町総合振興計画」を平成 29 年 3 月に策定し、この中で「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町」を、目指すまちの将来像として位置付け、8 つの政策目標とそれに応じた施策目標を設定し、実現可能な指標の達成を目指して、さまざまな施策を展開しています。

その中の施策目標「(5) 商工業の振興」では、「旧町村の中心商店街を中心とした『市街地再生計画』を策定し、地域の特性に応じた施策を展開する」こととしており、本構想は、この施策目標に沿った市街地再生計画を策定するために、町の方向性を示そうとするものです。

また、平成 18 年 3 月の町村合併時に協定事項の 1 つとして策定した新町建設計画「四万十町まちづくり計画（延長後の計画期間：平成 18～32 年度）」においては、「土地利用のゾーニングと地区別整備方針」を定めており、本構想においても新町建設計画の方針に沿ったゾーニングを設定し、引き続きそれぞれの特徴や整備方針に応じた施策を展開していく必要があります。

<参 考> 第 2 次四万十町総合振興計画（抜粋）

政策目標 3. 本物のおもてなしがあるまち

施策目標(5) 商工業の振興

【施 策】○商店街を中心とした市街地再生計画の策定と実施

町民や来訪者が食や文化、景観等に地元の個性を感じることができるまちを目指すとともに、回遊性、利便性が高く、そして満足感が感じられるまちづくりを促進するため、商工会や関係事業者等との協働により、旧町村の中心商店街を中心とした市街地再生計画を策定し、地域の特性に応じた施策の展開を進めます。

## (2) 基本構想の位置付け

本構想は、「第 2 次四万十町総合振興計画」並びに「四万十町まちづくり計画」を補完し、本町の市街地再生に向け、現況と課題を明らかにするとともに、今後の整備方針として位置付けます。

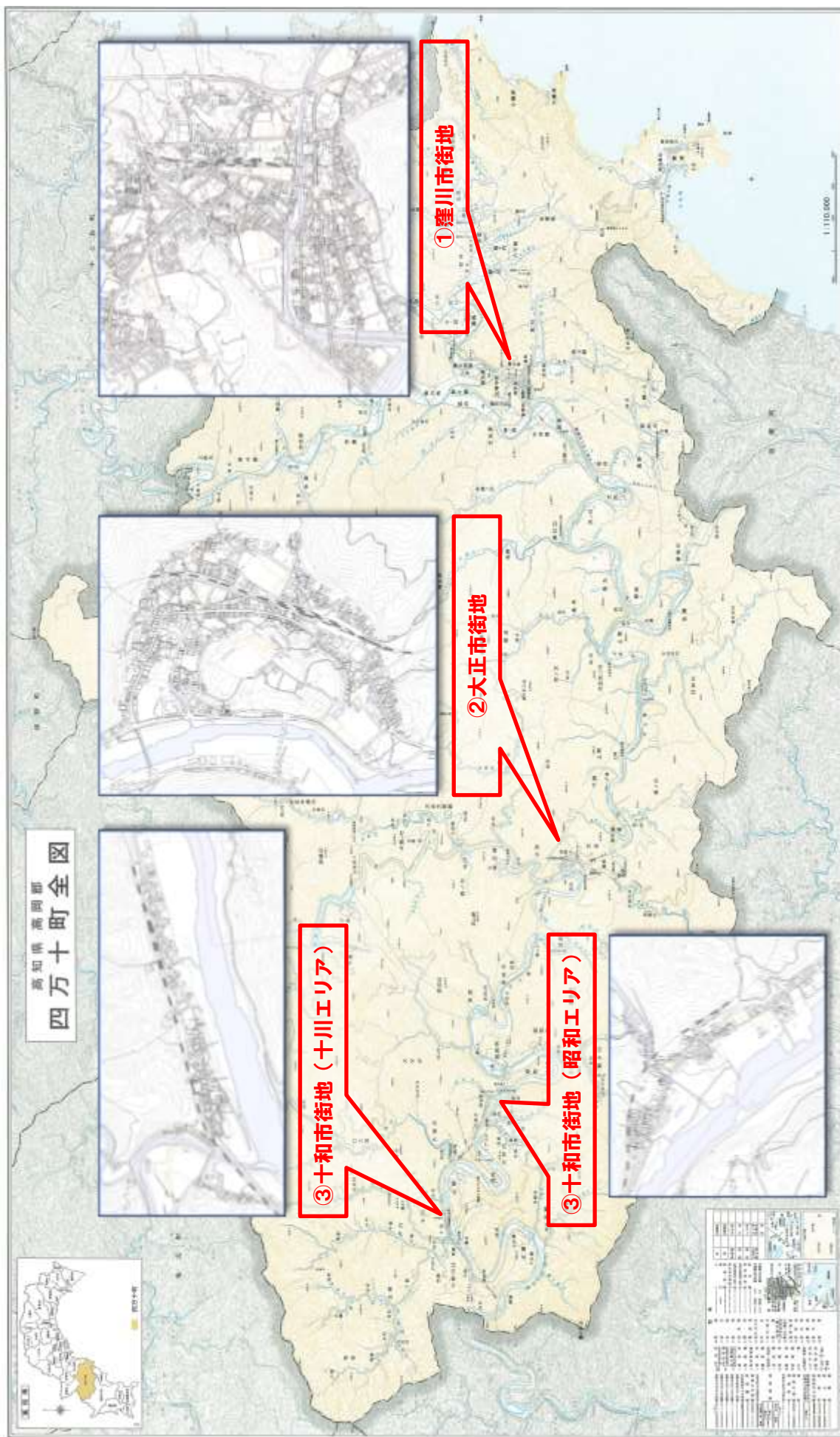
また、本構想は窪川・大正・十和地域の旧町村ごとに策定し、町としてそれぞれの地域の生活や商業の基盤として必要な整備方針を示すことにより、高齢化や災害対策に対応し、かつ利便性や文化的に優れたまちづくりを目指すものであり、本構想のもと個別の施策を展開します。

### (3) 基本構想における市街地の範囲

#### <市街地設定の考え方>

市 街 地 名		考 え 方	対 象 地 区
窪 川 市 街 地		公共交通・道路の要所であり、役場本庁、各種公共施設・金融機関・病院・商店、宿泊施設、学校などが集積しており、窪川地域において特に計画的な再整備が必要な市街地である。	窪川街分（古市町、東町、茂串町、本町、琴平町、北琴平町、榊山町、香月が丘、新開町）
大 正 市 街 地		公共交通・道路の要所であり、役場地域振興局、各種公共施設・金融機関・商店、診療所、学校などが集積しており、大正地域において特に計画的な再整備が必要な市街地である。	大正（大正橋・西本町・本町・土場・東山・中町・新町・南町）
十 和 市 街 地	十 川 エ リ ア	公共交通・道路の要所であり、役場地域振興局、各種公共施設・金融機関・商店・宿泊施設、学校などが集積しており、十和地域において特に計画的な再整備が必要である市街地である。	十川（上町組、共励組、丸ノ内組、中町組、本町組、新町組、天神町組）  十和川口の一部（川平組※十川小・中学校からJA流通センターまでの範囲）
	昭 和 エ リ ア	公共交通・道路の要所であり、各種公共施設・金融機関・商店、診療所、学校などが集積しており、十和地域において特に計画的な再整備が必要な市街地である。	昭和（上町組、上本町、仲町組、本町組、下町組）

< 位置図 >



旧 十 和 村	旧 大 正 町	旧 窪 川 町
③ 十和市街地 (十川エリア) (昭和エリア)	② 大正市街地	① 窪川市街地

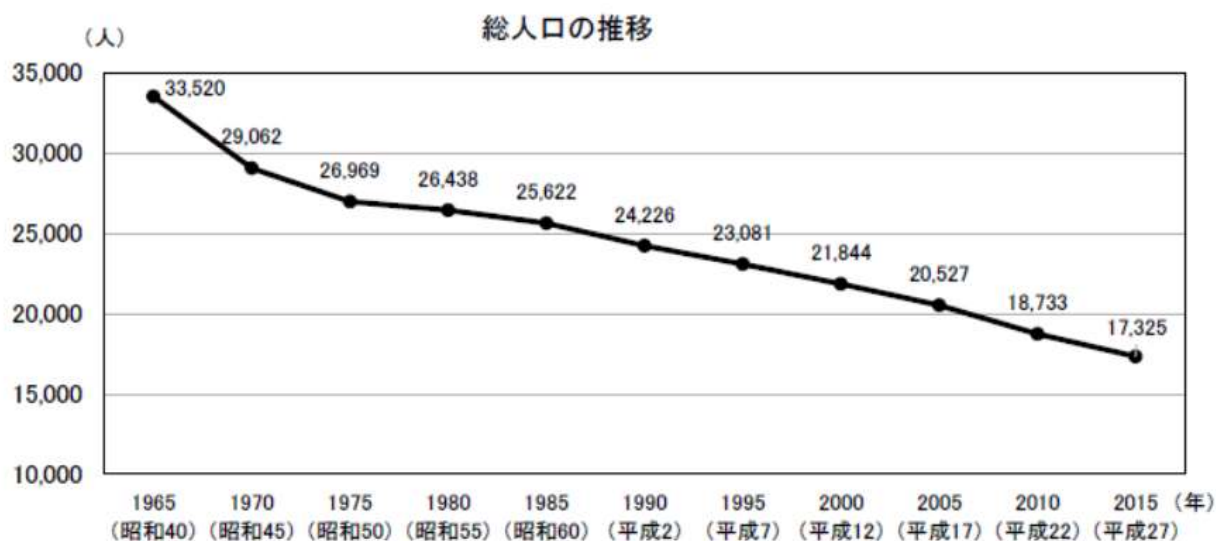
## 2. 全町的な現状・課題・傾向等（地域別）

➤ 項目別の詳細なデータについては、巻末の「資料集」に掲載しています。

### （1）人口動態

#### <総人口の推移>

本町の国勢調査人口は、1955（昭和30）年の41,912人をピークに減少を続けており、2015（平成27）年には17,325人となっています。また、直近の平成26年から平成31年までの5年間では、増減率が窪川地域で▲7.2%、大正地域で▲12.1%、十和地域で▲12.0%となっており、窪川地域に比べて大正・十和地域の減少率が大きく、町全体では▲8.7%の減少となっています。



過去5年間の人口推移（毎年1月1日現在）

単位：人

地域名	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	5か年の増減	(H31-H26)	
								年平均	増減率
窪川	13,121	12,839	12,662	12,504	12,331	12,181	▲940	▲188	▲7.2%
大正	2,726	2,654	2,607	2,556	2,486	2,395	▲331	▲66	▲12.1%
十和	2,985	2,916	2,858	2,766	2,709	2,627	▲358	▲72	▲12.0%
全体	18,832	18,409	18,127	17,826	17,526	17,203	▲1,629	▲326	▲8.7%

出典：住民基本台帳

#### <人口の自然増減>

年間出生者数の過去5年平均は、窪川地域が68人、大正地域が11人、十和地域が13人、全体で92人となっています。これに対し死亡者数の過去5年平均は、窪川地域が234人、大正地域が48人、十和地域が60人、全体で342人となっています。このため、過去5年平均の自然増減は、窪川地域が▲166人、大正地域が▲37人、十和地域が▲47人、全体では▲250人となっています。

### <人口の社会増減>

転入者数の過去5年平均は、窪川地域が336人、大正地域が62人、十和地域が44人、町全体では442人となっています。これに対し転出者数の過去5年平均は、窪川地域が367人、大正地域が83人、十和地域が65人、全体では515人となっています。このため、過去5年平均の社会増減は、窪川地域が▲31人、大正地域が▲21人、十和地域が▲21人、全体では▲73人となっています。

### <移住者の状況>

町外からの移住者は、過去5年間の実績が延べ231世帯・372人と年々増加傾向にあり、直近の移住者数は年間約190人にのぼります。また、近年では移住者の増加に伴い、移住者向けの住宅不足が課題となっています。

[用語の定義] 移住者とは…転入者のうち、本町の移住担当窓口を経由して転入された方のことをいいます。

## (2) 生活環境

本町は森林が87%となっており、土地利用状況においても山林が大半を占めています。また、窪川地域では田としての利用が多く、大正・十和地域では畑としての利用が多くなっており、いずれの地域でも農業が基幹産業となっています。

行政区は、町全体で285の行政区があり、窪川・大正地域では20世帯以下の行政区が約40%を占めています。

土地利用状況（出典：固定資産概要調書 H29.1.1 現在）

単位：ha

地域名	宅地	田	畑	山林	その他	計	構成比	
							宅地	田畑
窪川	302	2,068	298	11,133	363	14,164	2.1%	16.7%
大正	68	176	122	6,167	146	6,679	1.0%	4.5%
十和	56	178	180	6,593	140	7,147	0.8%	5.0%
全体	426	2,422	600	23,893	649	27,990	1.5%	10.8%

行政区の状況

単位：行政区

地域名	平成25年1月1日現在				平成31年1月1日現在				
	~10世帯	~20世帯	21世帯~	計	~10世帯	~20世帯	21世帯~	計	20世帯以下計の構成比
窪川	42	52	135	229	45	58	126	229	45.0%
大正	5	11	21	37	8	8	21	37	43.2%
十和	0	2	17	19	0	2	17	19	10.5%
全体	47	65	173	285	53	68	164	285	42.5%

### 3. 市街地の現状・課題・対応方針等

➤ 項目別の詳細なデータについては、巻末の「資料集」に掲載しています。

#### (1) 人口動態

##### <現 状>

本町の国勢調査人口は、1955（昭和 30）年の 41,912 人をピークに人口減少が続いており、市街地においても同様に減少が続いています。また、窪川地域の市街地と比較して、大正・十和地域の市街地の方が人口の減少率が高い傾向にあります。

市街地人口の推移（毎年 1 月 1 日現在）

単位：人

地域名	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年	5 か年 の増減	(H31－H26)	
								年平均	増減率
窪 川	3,224	3,135	3,116	3,131	3,049	3,031	▲193	▲38	▲6.0%
大 正	1,098	1,058	1,050	1,035	1,000	970	▲128	▲26	▲11.7%
十 和	865	857	843	824	815	804	▲61	▲12	▲7.1%
全 体	5,187	5,050	5,009	4,990	4,864	4,805	▲382	▲76	▲7.4%

##### <課 題>

本町では、小売・サービス業、建設業、医療・福祉業といった地域の住民や事業者を主な市場とする域内市場産業の割合が高くなっています。域内市場産業は、市場規模が人口に比例すると考えられており、特に地域の住民を主な消費者とする中心商店街などは、人口減少の影響を大きく受けることが予想されます。このため、中心商店街では人口減少に伴い市場規模が縮小し、更に高齢化の影響も相まって閉店する店舗が増加しており、中心商店街を中心とする市街地の活力の低下が課題となっています。

##### <対応方針>

中心市街地の活性化を目指すにあたっては、地域経済の活性化が不可欠であると考えます。しかし、急激な人口の増加も見込めず、人口減少が進行する状況下においては、中心商店街をはじめとする域内市場産業の市場規模拡大は現実的ではありません。このため、現実的な対応方針としては、次の二つが考えられます。

一つ目の対応方針としては、観光客をターゲットとする小売・サービス業や宿泊業などの観光産業への参入や、地産外商を中心とする商工業・農林水産業の推進など、人口減少の影響が少ない域外市場産業への転換が考えられます。域外市場産業は、人口による市場の制限を受けにくいいため、事業を拡大できる可能性があります。付け加えると、域内市場産業であっても域外市場産業に材料を供給する事業であれば、域外市場産業と同じく事業拡大の可能性があります。

二つ目の対応方針としては、地域経済の循環率の向上が考えられます。地域内の住民や事業者が、できる限りその地域内でお金を消費することにより、使用できるお金は増加します。この結果、地域内の所得の増加と同じ効果を得ることができ、地域の活性化に繋がると考えられます。



この二つの方針は、地域内の事業の拡大に繋げることを目的としており、事業の拡大は雇用人口の拡大へと繋がり、雇用人口の拡大は住民の増加へと繋がります。その結果、最終的には中心商店街を中心とする市街地の活性化に繋がるものと考えられます。

## (2) 交通

### <現 状>

本町の各市街地は、J R 四国（土讃線、予土線）及び土佐くろしお鉄道（中村宿毛線）が運行する鉄道の各駅（窪川駅、土佐大正駅、土佐昭和駅、十川駅）や(株)四万十交通の本社及び営業所に加え、民間病院、国保診療所の通院バス、タクシー事業者などが集中し、周辺集落につながる交通の拠点となっており、各市街地では、周辺集落から週 1 回運行するコミュニティバスが市街地を周回あるいは、通過する仕組みも出来ている一方で、移動手段の多くは自家用車を利用している現状にあります。

### <課 題>

各市街地の生活交通は、一定の移動手段が確保されている一方で、公共交通では、利用者数に見合った運行経路の見直しや周辺集落との連絡、利用者の大半を占める高齢者や学生などに配慮した運行時間帯や利用しやすい移動手段の工夫が必要であるとともに、大正地域においては、タクシー事業者が撤退しているため、これに代わる移動手段の確保が課題となっています。

また、本町を訪れる観光客に向けて、鉄道、バス、自転車、徒歩、ホテル等をうまく組み合わせた滞在型交通ネットワークを構築する必要があります。

### <対応方針>

路線バス、コミュニティバスは、地域のニーズを把握し、便数の増減、ダイヤ変更などを行い、効率的な運行を図るとともに、利用者の利便性を向上させることにより利用者数の増加を図ります。また、公共交通を利用することが困難な高齢者などに配慮した福祉有償運送や町営タクシー、乗合タクシーなど地域の実情に合った新たな移動手段の検討を行います。

このほかに、J R 四国（予土線）の魅力を発信し、利用促進策を進めていきます。また、鉄道ダイヤとバスダイヤとの連絡、レンタサイクルなど利便性の確保を図り、観光客にも利用しやすい交通の確保に努めます。

## (3) 生活基盤

### <現 状>

市街地では、水道等のライフラインは整備されており、学校や医療福祉、金融機関などの主な生活基盤は市街地に集中しています。窪川地域では県内の主要な金融機関があり、病院、大型量販店、コンビニエンスストア等の生活に必要な生活基盤が整っています。また、大正、十和地域においても金融機関や商店等の減少による利便性の低下はありますが、日常生活に必要な生活

基盤は整っています。

#### <課 題>

人口減少に伴い全体的な消費が低下したことにより商店街では商店が減少し、市街地の活力が低下しています。このため、商店街では日用品を購入する際の選択肢が限られ、品物によっては確保することが困難な状況になりつつあります。そのような状況により、益々、日常的に市街地（商店街）を利用する機会が減少し、市街地の活気が失われつつあります。また、商店街の街路灯をはじめ、施設及び設備の老朽化も課題となっています。

このほかに、人口減少に伴い生徒が減少する中での学校の維持、高齢化に伴う医療・介護施設等の不足などの課題があります。

#### 【窪川地域】

現在のところ日常生活に必要な生活基盤は整っていますが、市街地近隣の産婦人科が閉鎖されたことや、少子高齢化により若い世代に必要な生活基盤の低下が懸念されます。

#### 【大正・十和地域】

商店等の減少による利便性の低下とともに医療・福祉施設の不足による安心できる生活環境が後退しています。また、少子高齢化により若い世代に必要な生活基盤の低下が懸念されます。

#### <対応方針>

日常生活に必要な生活基盤が市街地に集中していることを活かしながら、計画的に市街地及び周辺を整備し、利便性を高めることで日常的に市街地を利用できる環境に整えます。また、商店街の空き店舗対策や起業・創業支援、チャレンジショップ、イベント等、商店街活性化の取り組みを積極的に行い商店街の活気回復を推進し、子育て世代から高齢者までが安心して元気に暮らせる市街地を目指します。

#### 【窪川地域】

商店街の中心に位置する旧窪川商工会館の取り壊しや跡地の活用を検討するとともに、老朽化した街路灯の計画的な更新が必要となります。

#### 【大正・十和地域】

今後想定される空き店舗対策の検討とあわせ、市街地を中心とした道路整備・街路灯整備等を進め、高齢者等が安心して暮らせる市街地の環境整備を進めます。

## (4) 公共・文化・観光施設等

#### <現 状>

公共・文化施設は、そのほとんどが市街地に点在し、観光施設でも宿泊施設やイベント施設などの公益性の高い施設は市街地とその周辺にあります。

#### <課 題>

公共・文化・観光施設は、平成の町村合併前に建築されたものがほとんどを占め、施設の老朽化が進み、耐震化が必要な施設もあります。また、保育所や小学校など、人口減少に伴い閉鎖さ

れ、遊休化している施設もあり、今後の有効活用が課題となっています。

#### 【窪川地域】

市街地にある文化的施設として図書館・美術館があります。この施設は旧法務局を転用した施設であり文化的施設としての機能を有した建物ではないため、利用者のニーズに対応できていない状況にあります。また、洪水浸水区域に立地しており、収蔵物の保管・保存に問題があるため、新たな文化的施設の整備が必要となっています。

観光面では、今後の高速道路延伸に対する対応が課題となっており、窪川市街地及び大正・十和地域へ観光客を誘導するための玄関口として、四万十町中央 IC 周辺の整備が必要となります。また、市街地には四国八十八ヶ所霊場三十七番札所（岩本寺）がありますが、滞在時間が短く、四国八十八箇所巡りの通過点となってしまっていることが課題です。

#### 【大正地域】

公共施設などが市街地にコンパクトに集約されており、生活基盤が市街地の 1 k m<sup>2</sup>に集中していますが、旧庁舎跡地や旧田野々保育所等、公共施設で遊休化しているものがあり、有効な活用方法の検討が必要となっています。また、観光面では宿泊施設の減少など、観光客の受け入れ態勢の課題があります。

#### 【十和地域】

医療福祉施設が昭和エリアにある一方、行政施設の拠点である地域振興局は十川エリアにあるなど施設が分散しているため、移動手段の確保が課題となっています。また、十和地域の読書環境は、十和地域振興局内にある図書コーナーのみとなっており、図書館大正分館との連携を強化し、大正・十和地域全体での図書館サービスの標準化と読書活動の推進が急務となっています。

観光面では、河川敷にある観光施設の四万十川の増水による被害が懸念されます。

### <対応方針>

市街地に点在している公共・文化・観光施設の利便性を高めるため、既存の施設を有効活用しながら、建て替えが必要な施設の移転等も行い、関連する施設を一定の範囲に計画的に集積して市街地の環境を整備します。また、四万十川のネームバリューを活かした情報発信やイベントの開催といったソフト面の取り組みも充実させ、市街地に人が集まる機会を創出するとともに、窪川・大正・十和地域それぞれに、交流や癒しの場となるオアシス風の観光交流拠点づくりを行い、各地域が連携して観光客の誘客に取り組みます。

#### 【窪川地域】

窪川市街地を貫流する遍路道沿いと四国八十八ヶ所霊場三十七番札所（岩本寺）の門前町、歴史的建物である旧都築邸が所在する周辺を「歴史・文化ゾーン」として位置付け、市街地への来訪者が徒歩により回遊し、滞在・交流を促すことができる旧役場庁舎跡地を文化的施設整備の有力候補地として位置付けます。また、観光交流施設では、四万十町中央 IC に近接する地場産業振興センター（道の駅めぐり窪川）周辺を、交流や癒しの場となるオアシス風の観光交流拠点として整備することで、観光客を窪川市街地及び大正・十和地域へ誘導する玄関口としての機能を持たせます。

### 【大正地域】

市街地の利便性を高めるため、JR 土佐大正駅周辺にある駅前にぎわい拠点や観光物産センター等の観光施設の充実を図りながら、地域の特色を活かした情報発信等を行うことで、町民をはじめ観光客にとっても利用しやすいコンパクトな市街地を目指します。

### 【十和地域】

耐震施設への建て替えを検討している J A と連携し、にぎわいの拠点を整備するなど十川エリアの活性化を目指します。また、民間活力も利用しながら遊休施設の利活用を進めるとともに、観光施設や市街地周辺にある施設と連携を図りながら、市街地の整備を進めます。

## (5) 法規制・防災等

### <現 状>

四万十町では町内での各種開発行為に対して様々な法規制（巻末の資料集参照）が設けられており、各種の規制を遵守することで、景観への配慮や秩序ある整備を心掛けています。

四万十川流域や景観重要樹木・建造物・公共施設周辺等においては、特に景観に配慮した開発を要請しています。また、窪川地域の都市計画区域内では、開発行為（道路の改良、建築物の新築・増築等）に一定の規制を設けて、事前の申請を義務付けています。

防災面においては、近い将来予測される南海トラフ地震に備え、地震や津波・火災等が同時に発生する複合災害に対応する施設整備の充実を図っています。また、高知県から総合防災拠点として指定を受けている四万十緑林公園は、災害時における自衛隊の進出拠点となっています。

### <課 題>

各種法規制に関して、認知度は徐々に向上していますが、未だ適切な申請が行われなまま開発行為が行われる事案が存在しています。

### <対応方針>

各種法規制については、施設の持つ機能や役割に応じた整備を行います。また、整備する地区の景観等にも配慮し、四万十川を中心とした河川・里地・里山等の自然景観を後世に引き継ぐため、流域における適切な自然環境の保全に努めます。また、法規制に基づく完了検査及び維持管理の必要性を建築主に周知するとともに、建築物の防火や構造の安全性確保を図るため、建築物の巡回等を通じて、危険建築物の発生防止に努めます。

防災面では、豪雨・地震対策等、様々な災害に対応できる防災体制の強化・充実、防災施設の整備等を図るよう取り組みます。

## 4. 市街地別の整備方針とゾーニング

[用語の定義] ゾーン（ゾーニング）とは … 市街地内において、立地条件や特性などをもとに「一定の方針に基づいて区分した範囲」をいいます。

エリアとは …………… 地域内において、「一定の条件で区分した区域」をいいます。

### (1) ゾーニングの全体像

窪川市街地	大正市街地	十 和 市 街 地	
		十 川 エ リ ア	昭 和 エ リ ア
商店街振興	商店街振興	商店街振興	駅前開発
駅前開発	駅前開発	駅前開発	アウトドア・交流促進
歴史・文化	文化・教育振興	地産地消・外商・観光振興	医療・福祉充実
教育振興	医療・福祉充実	流通拠点充実	
福祉充実		教育・保育推進	
浸水対策			

### (2) 窪川市街地

窪川市街地を取り巻く環境やライフスタイル、交通環境の変化等により、町民が市街地を利用する機会が減少してきました。それにより商店街の空き店舗が増え、店舗数が減少することで、さらに人のにぎわいが減少していく負の連鎖が起こっています。市街地を再生・活性化していくためには、町民や観光客が市街地を徒歩で回遊し滞在することにより商店街への人の流れをつくるための機能が必要となります。また、平串に高速道路の四万十中央ICが整備されたことにより周辺開発が進んだことや、町内最大の医療機関が郊外に位置するなど、窪川中心市街地の空洞化に拍車がかかっていることから、今後は、高速道路の延伸時代も見据えた中で、窪川中心市街地の再生と郊外エリアの土地利用の在り方について、バランスに配慮したまちづくりの推進が求められています。

#### < 整備方針 >

空き店舗や空き地の有効活用と起業・創業支援等により商店街の活性化を図るとともに、文化的施設や駅前再開発等の観光関連施設を整備することにより、町民や観光客が、徒歩で市街地を回遊して楽しめる街中の整備を推進します。また、子育て世代をはじめ、子どもから高齢者に至るまで、町民が暮らしやすい環境や機能の整備に努めることで、街中居住の推進にも取り組みます。

#### < ゾーニング > ➤ 別紙図1～2

##### **A** 商店街振興ゾーン

商店街振興ゾーンは窪川地域の市街地において、商業、観光の機能性を高め、市街地の

にぎわい交流拠点（交通拠点、ビジネス拠点、観光拠点）として整備を進めることで、駅前から市街地への人の流れを作り、市街地に人が集まり楽しんでもらえるような機会や場所、環境を整えます。また、駅前開発については商店街振興ゾーンの中で特に重要な位置付けとして、官民協働も視野に入れた計画的な整備を行います。

既存の施設は四万十町役場西庁舎、JR 駅舎、高知信用金庫、旅館などがあり、公共交通やレンタカー、ビジネスホテル、観光・宿泊案内窓口などの機能の充実が必要です。

## **B** 歴史・文化ゾーン

歴史・文化ゾーンは、歴史的・文化的な価値のある既存施設の活用と、新たな文化的施設の整備も視野に入れ、町民や来訪者が文化に触れ交流できる空間を整備します。

既存の施設には旧都築邸や四国八十八ヶ所霊場三十七番札所（岩本寺）があり、町民や来訪者が活用できるよう施設の充実や取り組みの強化が必要です。旧都築邸周辺や文化的施設を整備することにより、歴史・文化に触れられる機会や場所・環境を整えます。

## **C** 教育振興ゾーン

小中学校、高等学校を中心とした区域を教育振興ゾーンとし、教育振興に関する取り組みや必要な整備を行います。

既存の施設の四万十会館やふるさと未来館を活用して、教育振興に関する取り組みを推進します。

## **D** 福祉充実ゾーン

高齢化が進むなか、住み慣れた地域で暮らしていけるよう保健・医療・福祉が連携した環境整備を展開していく必要があります。福祉充実ゾーンは、医療と高齢者福祉などの連携を図りながらサービスの提供を行う福祉拠点を目指します。

## **E** 浸水対策ゾーン

台風等の豪雨時による浸水被害を防ぐための対策が必要な区域です。洪水による市街地への浸水を防止するため、ポンプ場・調整池等の計画的な対策を講じていきます。

### (3) 大正市街地 ➤ 別紙図 3～4

大正地域の中心的な市街地である「大正まちなか」エリアは、四万十川と梶原川との合流地点に近いところに位置（旧田野々地区）し、周辺部は主に四万十川沿いと梶原川沿いに集落が点在しています。

この地域は典型的な山間集落で、近年は少子高齢化に伴う人口減少により過疎化が急激に進んでおり、商店街においても店主の高齢化等による後継者不足が顕著で、閉店する店舗が年々増加しています。また、この「大正まちなか」エリアには、文化施設や教育施設、福祉・医療施設がありますが、飲食店等の商店も含め主に町道田野々中央線沿いに点在しています。

#### < 整備方針 >

大正市街地「大正まちなか」エリアでは、それぞれの施設の機能や役割を考え、ここ数年増加

している商店街の空き店舗や空き家、公的な遊休施設・跡地の有効活用を図るとともに、また図書館等の文化・教育施設の整備や、地域住民が安心して暮らすための医療・福祉の充実、観光客を受け入れるための施設整備など、市街地の再生・活性化を目指した取り組みを進めます。

#### < ゾーニング >

##### **A** 商店街振興ゾーン

商店街振興ゾーンは、店主の高齢化や後継者不足、人口減少等による商店街の空洞化が顕著であり、その対策として空き店舗の活用や商店の再生整備を進めるとともに、U・Iターン者等の移住定住促進につながるよう空き家の有効活用を検討を図ります。

##### **B** 駅前開発ゾーン

駅前開発ゾーンは、大正地域の中心部であり、市街地のにぎわいエリアとして人の流れを作り、市街地に人が集まりにぎわいが生まれるような環境の整備が必要です。

同ゾーンには、JR 土佐大正駅、四万十交通営業所、駅前にぎわい拠点、ゲストハウスなどがあり、公共交通や宿泊施設、観光施設案内などの機能充実に図り、にぎわいにつながる駅前の開発・整備を進めます。

##### **C** 文化・教育振興ゾーン

小中学校・高等学校の教育施設や図書館等の文化施設のある区域を文化・教育振興ゾーンとし、文化・教育に関する取り組みや整備を進めます。

コンベンションホール「きらら大正」や図書館大正分館などの活用を考え、既存施設について必要な改修・整備を行い、機能充実に図ります。

##### **D** 医療・福祉充実ゾーン

大正地域唯一の医療機関である国保大正診療所周辺を医療・福祉充実ゾーンと位置付け、高齢化が進むなか住み慣れた地域で暮らしていけるよう医療・福祉が連携した環境を整備し、関係機関と連携を図りながらサービスの提供を行うとともに、必要に応じた施設の改修等を進めます。

#### (4) 十和市街地 > 別紙図 5～7

十和市街地のある十和地域は、中心部を東西に四万十川本流、国道 381 号、JR 予土線が横断し、四万十町の西の玄関口として愛媛県とも交流があり、ゴールデンウィークや夏場には多くの観光客が訪れます。

十和地域で最も多くの商店が集積する十川エリアは、十和の行政拠点である十和地域振興局や、小中学校、保育所など公共施設が多く点在しています。

また、診療所や福祉施設の充実する昭和エリアは、商店、アウトドア観光施設、保育所、学校給食センター、町営住宅なども整備されています。

両エリアとも少子高齢化や後継者不足、また施設の老朽化などの課題も抱えており、十和地域の生活サポート及び観光客等の受け入れの拠点として再整備が求められています。

## <整備方針>

それぞれの施設の役割や特性に応じて、十和市街地を「十川エリア」と「昭和エリア」の2つに大別したうえで、商店街の空き店舗や市街地内にある空き地の活用、観光・アウトドア等の促進、教育・保育行政や医療・福祉の充実等を図りながら、地域住民や観光客に利用しやすい市街地の姿を目指し、施設の整備やリニューアルに取り組みます。

## <ゾーニング>

### [ 十川エリア ]

#### A 商店街振興ゾーン

商店街振興ゾーンには日用品を取り扱う商店や高知県農業協同組合十和支所、役場十和地域振興局等があり、十和地域の住民の生活サポート拠点となっています。高齢化や後継者不足が著しいなか、後継者育成やチャレンジショップの整備・運営等に取り組み、商店街の振興を図ります。また、移転が予定されている小鳩保育所の移転後の利活用を検討します。

#### B 駅前開発ゾーン

十川エリアの駅前開発ゾーンにはJR十川駅があり、特に自家用車を持たない高齢者等の地域外移動の拠点となっていますが、当駅は国道から数十メートル高い位置にあるため、高齢者や障害者等に利用しやすい駅の改修等が求められています。また、近年、ゲストハウスへの宿泊目的にJRを利用する観光客も増えつつあり、観光客をターゲットとした駅及び駅前の開発等も検討していく必要があります。

#### C 地産地消・外商・観光振興ゾーン

地産地消・外商・観光振興ゾーンでは、こいのぼり公園、民間企業による直販所や特産品販売店などがある他、こいのぼり公園上空では4月から5月にかけては全国的に有名なこいのぼりの川渡しが行われます。今後は、民間企業による加工施設の整備等が予定されている他、増水被害が懸案となっているこいのぼり公園の改修等に取り組みます。

#### D 流通拠点充実ゾーン

流通拠点充実ゾーンには高知県農業協同組合十和支所の流通センター等があり、十和地域の生産者の集出荷拠点となっています。生産者の所得向上を図るには、農産物等の安定供給と品質の維持管理が必須であるため、今後も近隣支所とも連携をとりながら、老朽化した予冷施設の再整備や集出荷機能等の充実を図っていきます。

#### E 教育・保育推進ゾーン

教育・保育推進ゾーンには小学校と中学校が各1校あります。また、現在、十和地域には小学校が2校ありますが、今後は四万十町小中学校適正配置計画に基づき、当ゾーンを教育の拠点として位置付けます。また、小鳩保育所も当ゾーンへ移転します。



## [ 昭和エリア ]

### **F** 駅前開発ゾーン

昭和エリアの駅前開発ゾーンには J R土佐昭和駅があり、特に自家用車を持たない高齢者等の地域外移動の拠点となっていますが、当駅は国道から数十メートル高い位置にあり、高齢者や障害者等に利用しやすい駅の改修等が求められています。また、隣接する両ゾーンとの連携を図りながら、旧昭和中学校の活用策を検討します。

### **G** アウトドア・交流促進ゾーン

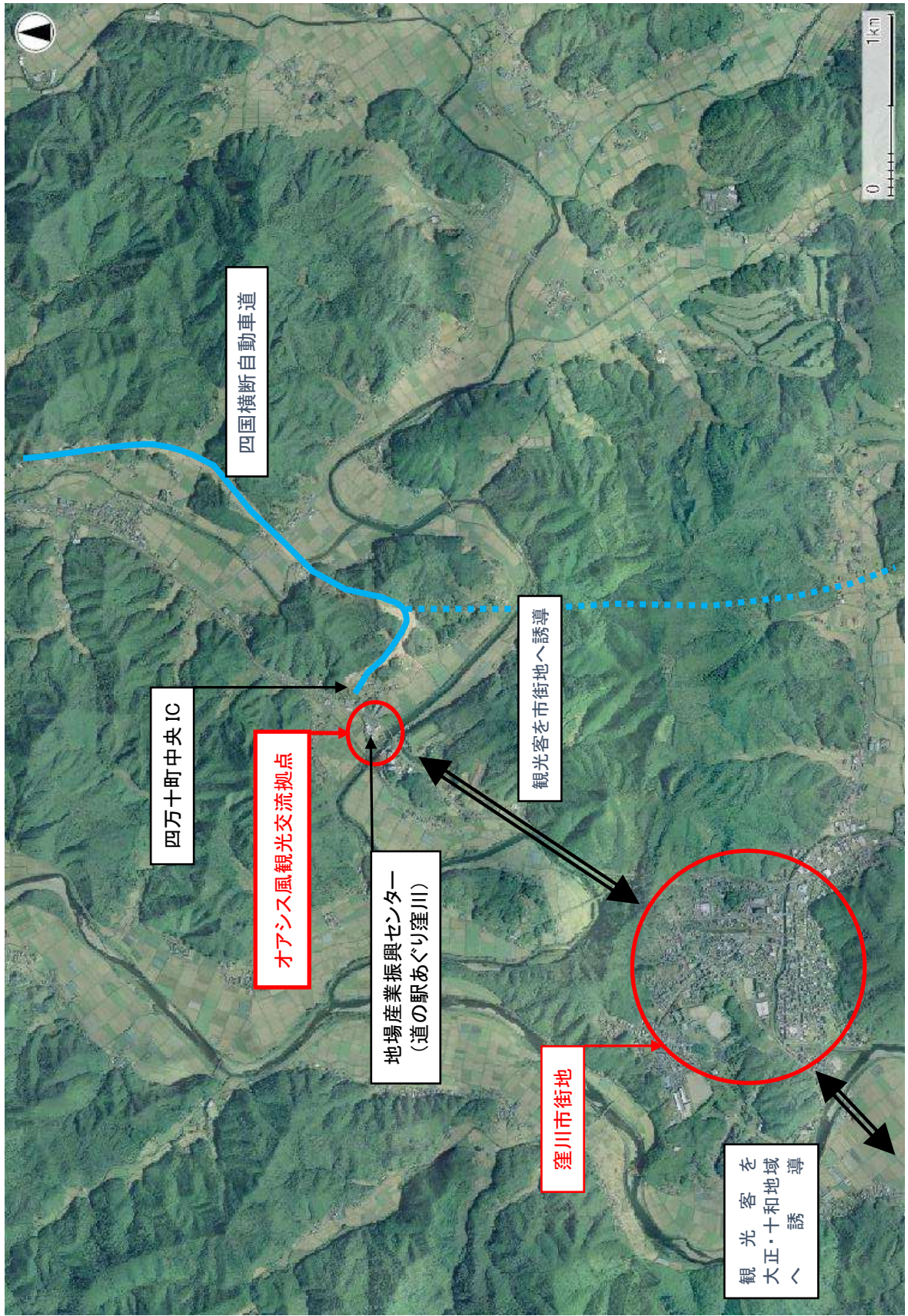
アウトドア・交流促進ゾーンには昭和ふるさと交流センター等があり、観光客が気軽にカヌー、ラフティング、レンタサイクルが体験できるなどアウトドアの拠点となっています。しかし、施設の老朽化等が課題となっており、今後は段階的な改修を図っていきます。また、周辺にある旧 J A施設等の取り壊しや跡地利用も今後検討していく必要があります。

### **H** 医療・福祉充実ゾーン

医療・福祉充実ゾーンには、国保十和診療所やこいのぼり荘があり、十和地域の住民の医療・福祉の拠点となっています。高齢化の進行等によりこれらの充実が求められる一方、施設の老朽化等が課題となっており、今後も段階的な改修を図っていきます。

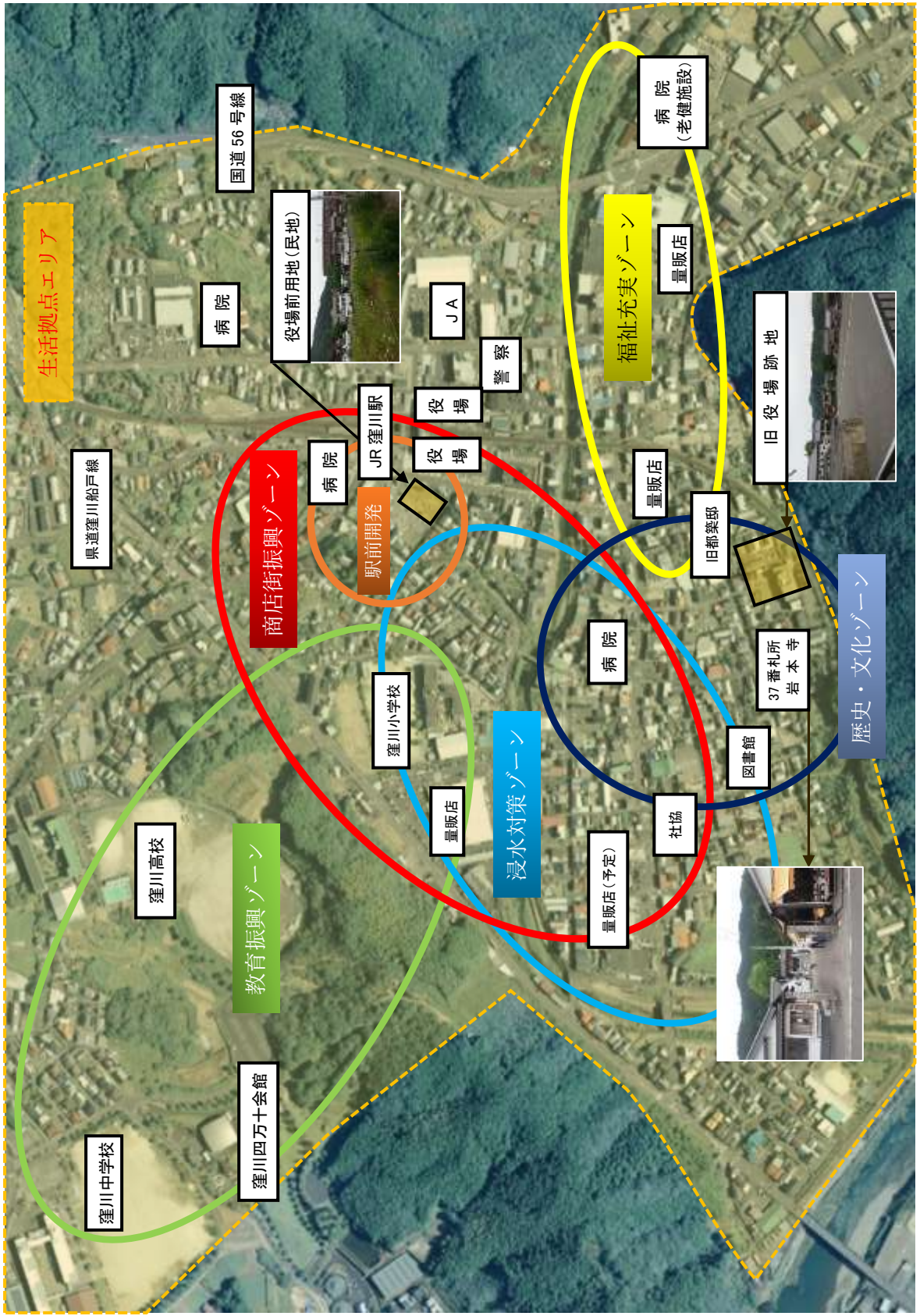
# ① 窪川市街地（周辺図）

図1



# ① 窪川市街地（ゾーニング）

図2



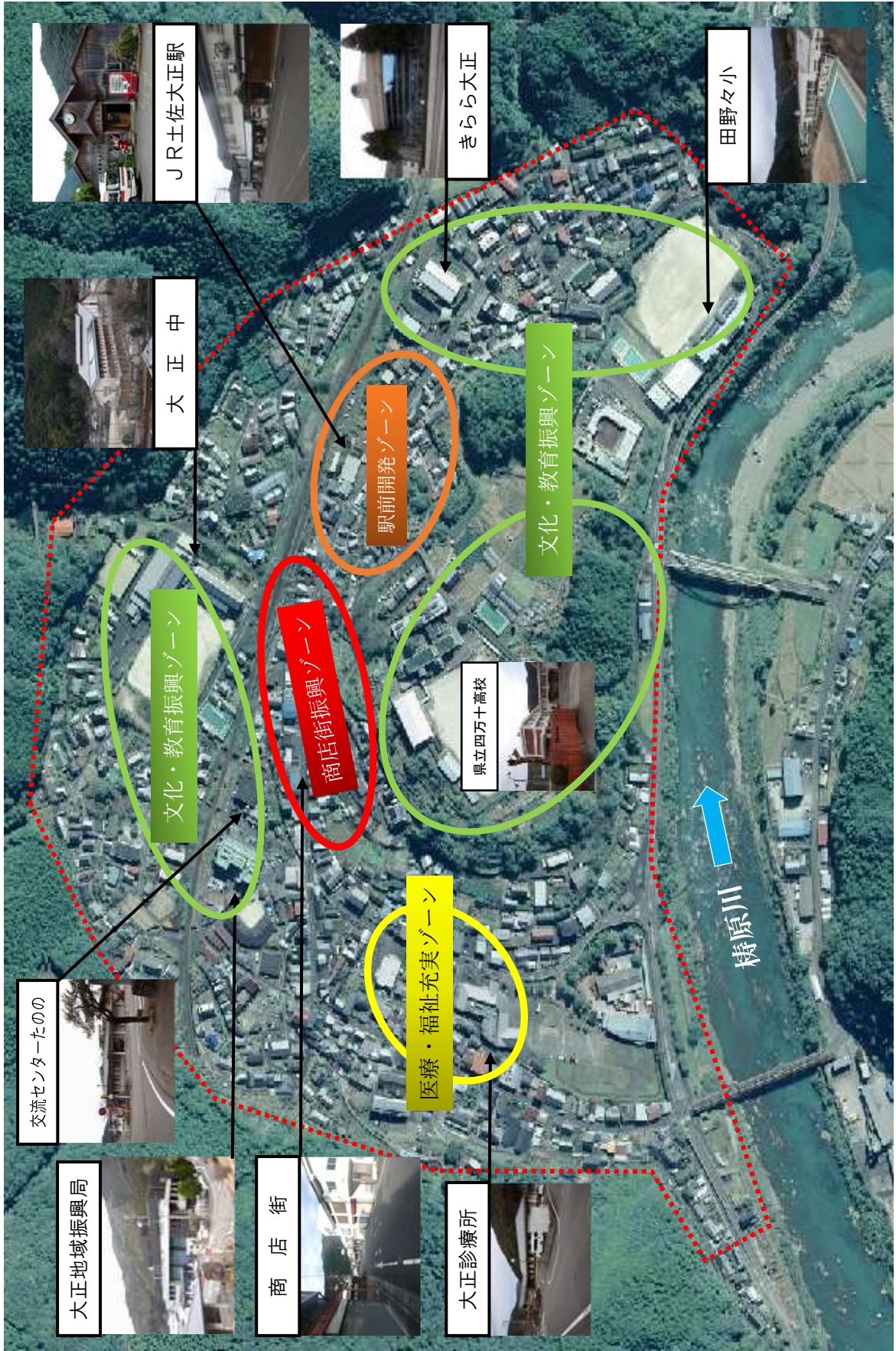
## ② 大正市街地（周辺図）

図3



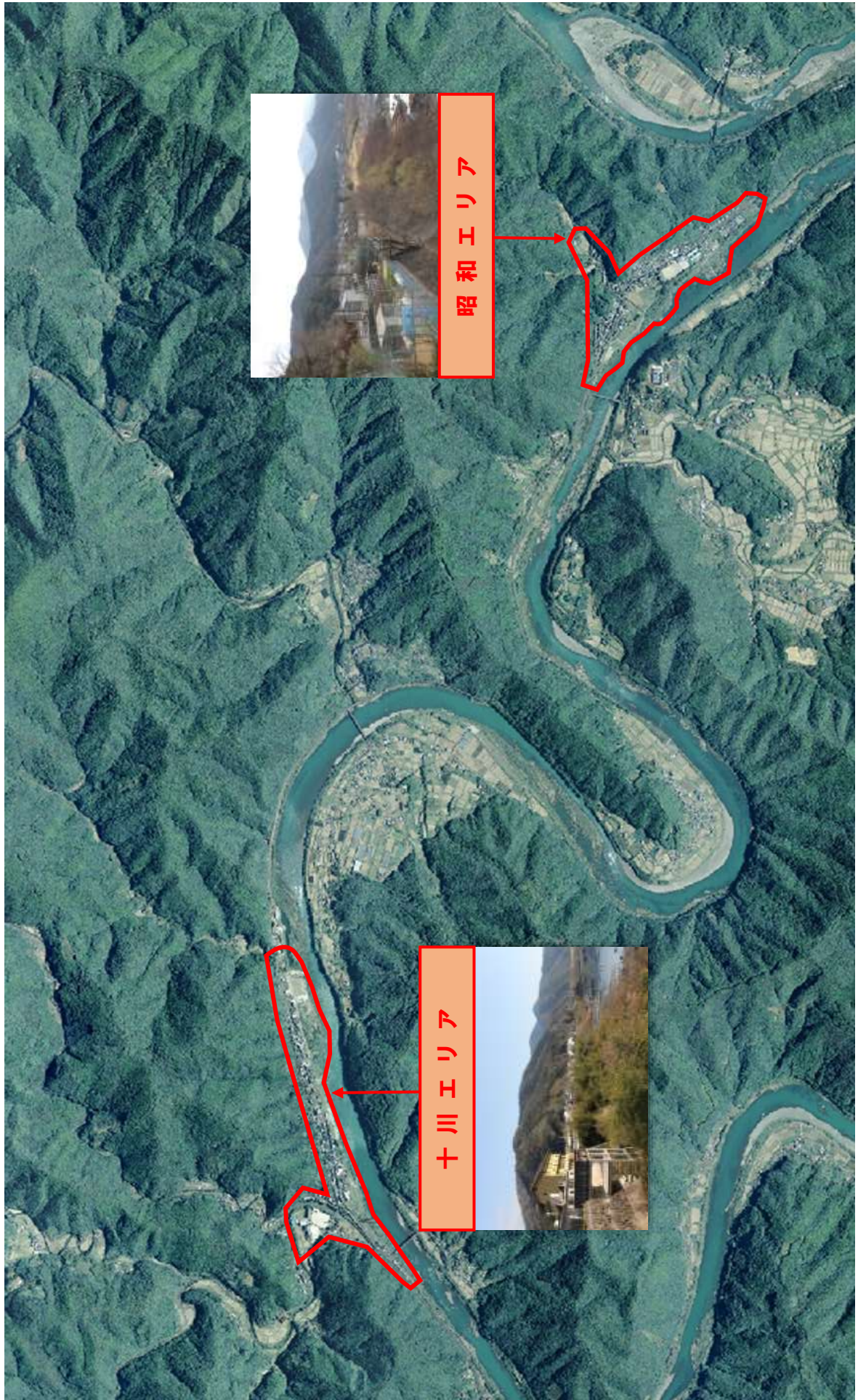
## ② 大正市街地（ゾーニング）

図4



③ 十和市街地（周辺図）

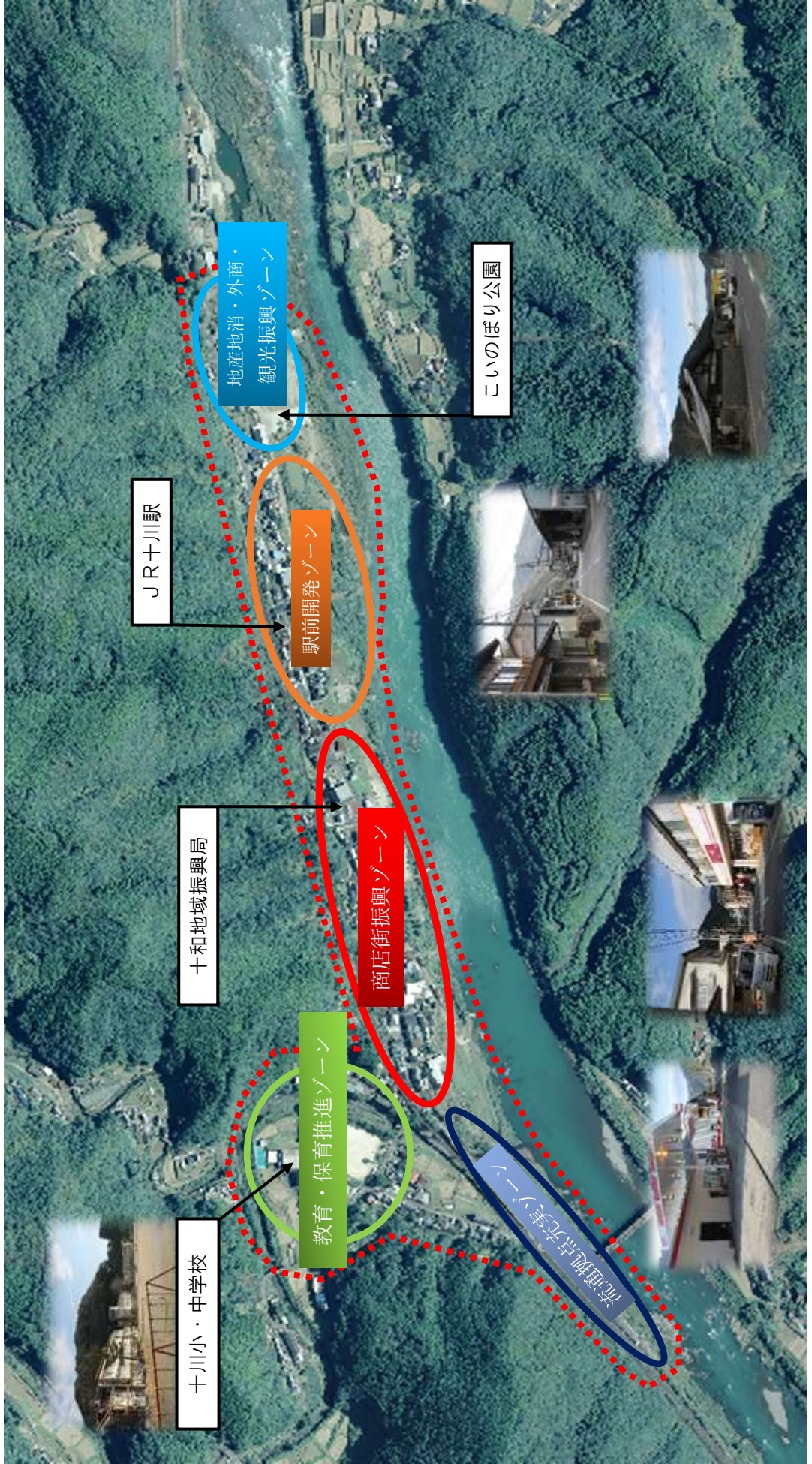
図5



### ③ 十和市街地（ゾーニング）

図6

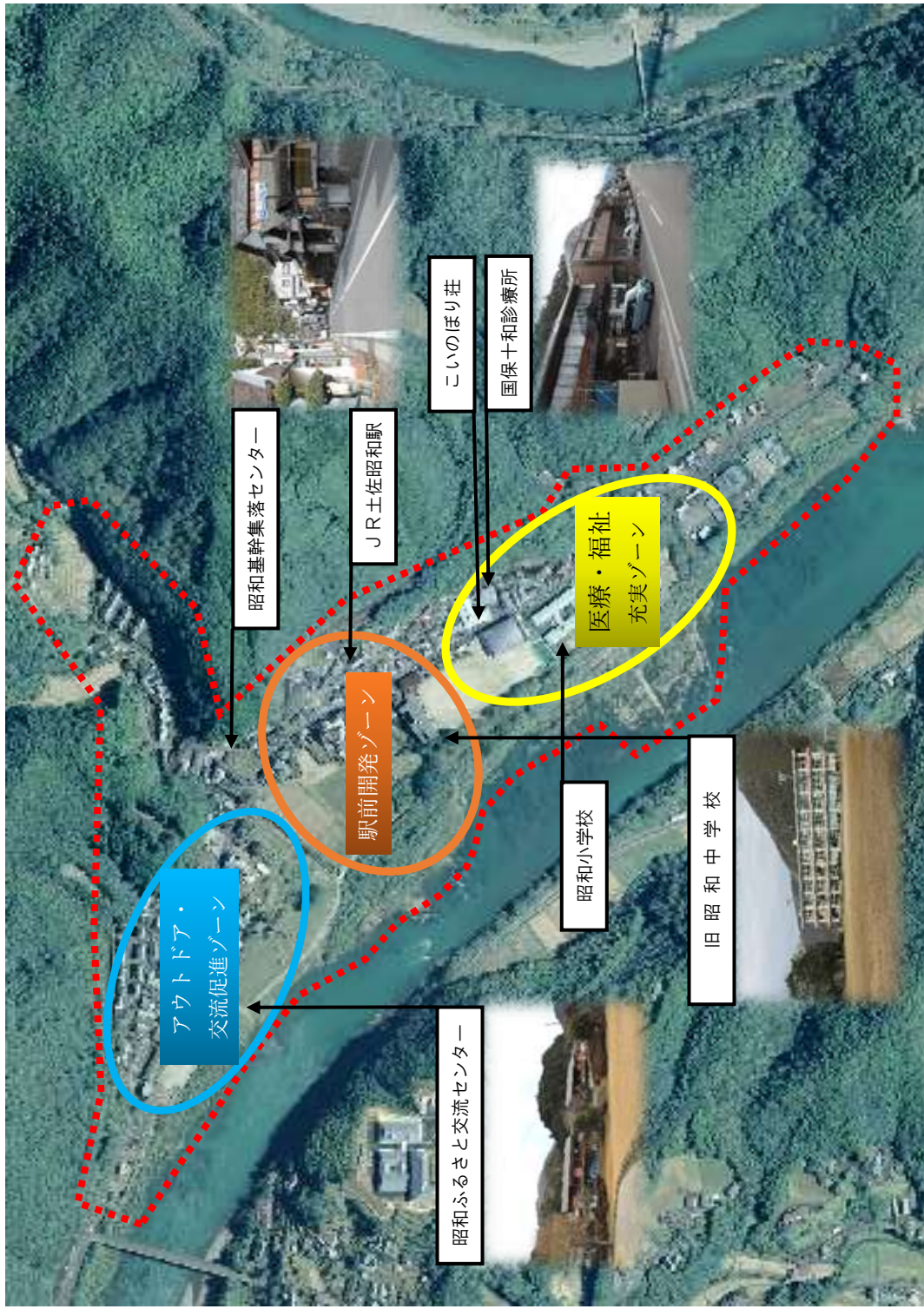
[ 十川エリア ]



### ③ 十和市街地（ゾーニング）

図7

[ 昭和エリア ]





## 5. 資料集

### (1) 人口動態

[出典] 毎年1月1日現在住民基本台帳人口（届出日基準） ※年報での報告人数とは異なります

#### ①総人口

地域名	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	5か年の増減	(H31-H26)	
								年平均	増減率
窪川	13,121	12,839	12,662	12,504	12,331	12,181	▲940	▲188	▲7.2%
大正	2,726	2,654	2,607	2,556	2,486	2,395	▲331	▲66	▲12.1%
十和	2,985	2,916	2,858	2,766	2,709	2,627	▲358	▲72	▲12.0%
全体	18,832	18,409	18,127	17,826	17,526	17,203	▲1,629	▲326	▲8.7%

#### ②総人口の対前年増減

地域名	H27-H26	H28-H27	H29-H28	H30-H29	H31-H30
窪川	▲282	▲177	▲158	▲173	▲150
大正	▲72	▲47	▲51	▲70	▲91
十和	▲69	▲58	▲92	▲57	▲82
全体	▲423	▲282	▲301	▲300	▲323

#### ③自然増減 (④-⑤)

地域名	H26	H27	H28	H29	H30
窪川	▲169	▲149	▲197	▲144	▲171
大正	▲38	▲29	▲45	▲35	▲39
十和	▲32	▲48	▲61	▲41	▲50
全体	▲239	▲226	▲303	▲220	▲260

#### ④出生者数

地域名	H26	H27	H28	H29	H30
窪川	70	76	60	76	59
大正	12	9	12	11	10
十和	21	10	9	10	17
全体	103	95	81	97	86

#### ⑤死亡者数

地域名	H26	H27	H28	H29	H30
窪川	239	225	257	220	230
大正	50	38	57	46	49
十和	53	58	70	51	67
全体	342	321	384	317	346

⑥社会増減 (⑦－⑧)

地域名	H26	H27	H28	H29	H30
窪川	▲117	▲54	39	▲31	10
大正	▲33	0	▲1	▲35	▲39
十和	▲28	▲6	▲23	▲17	▲30
全体	▲178	▲60	15	▲83	▲59

⑦転入者数

地域名	H26	H27	H28	H29	H30
窪川	276	341	379	333	352
大正	54	87	59	51	57
十和	38	56	38	45	43
全体	368	484	476	429	452

⑧転出者数

地域名	H26	H27	H28	H29	H30
窪川	393	395	340	364	342
大正	87	87	60	86	96
十和	66	62	61	62	73
全体	546	544	461	512	511

(2) 交通

①鉄 道 (1日当たり)

地域名	J R 土讃線			J R 予土線			土佐くろしお鉄道中村線		
	駅 名	上り本数	下り本数	駅 名	上り本数	下り本数	駅 名	上り本数	下り本数
窪川	窪 川	15	16	窪 川	6	6	窪 川	18	18
大正	—	—	—	土佐大正	6	6	—	—	—
十和	—	—	—	土佐昭和 ・ 十 川	6	6	—	—	—

②バス・タクシー (1日当たり)

地域名	路線バス (四万十交通)			コミュニティバス			タクシー	
	主要停留所	路線数	平均発着便数	主要停留所	路線数	平均発着便数	業 者 数	保有台数
窪川	窪川 駅	10	7	窪川 駅	10	平日週1日	3	18
大正	土佐大正駅	5	5	土佐大正駅	3	平日週1日	—	—
十和	—	—	—	—	—	—	1	2

③道路・給油所等

地域名	国 道					
	381号線			56号線（区域外）		
	交通量観測日	観測地点	通行量	交通量観測日	観測地点	通行量
窪川	平成27年 11月10日	四万十町 口神ノ川	6,253 台/日	平成27年 10月21日	四万十町 平 串	12,960 台/日
大正	”	四万十町 瀬 里	3,537 台/日	—	—	—
十和	”	四万十町 十 川	2,509 台/日	—	—	—

地域名	県 道		
	窪川船戸線		
	交通量観測日	観測地点	通行量
窪川	/	/	2,492 台/日
大正	—	—	—
十和	—	—	—

	給油所等	
	ガソリン (GS)	充電 (EV)
窪川	4	1
大正	1	—
十和	3	—

出典：平成27年度全国道路・街路交通情勢調査

(3) 生活基盤

①水道・生活排水等

地域名	水道普及率		下水道		生活排水処理 (四万十方式)		公衆トイレ	
	上水道	簡易水道	区域内人口	接続人口	数	河川名	数	場 所
窪川	100%	—	—	—	1	吉見川	3	①役場本庁 ②JR窪川駅 ③四万十緑林公園
大正	—	100%	1,017	931	—	—	2	①土佐大正駅 ②児童公園（振興局前）
十和	—	100%	—	—	9	四万十川	4	①JR十川駅 ②十川観光用トイレ ③JR土佐昭和駅 ④昭和ふるさと交流センター

②学校等・公園

地域名	子育て支援センター	保育所	認定こども園	小学校	学童保育	子ども教室	中学校	高等学校	公園
窪川	1	1	—	1	1	1	1	1	2
大正	1 (隔年)	—	1	1	—	1	1	1	1
十和	1 (隔年)	2	—	2	—	2	1	—	1

③病院・消防等

地域名	病 院				消 防		警 察	
	病 院	診 療 所		歯科医院	消防署	消防団	警察署	駐在所
		入院可	外来のみ					
窪川	4	—	—	2	本署 1	1	1	—
大正	—	1	—	1	—	1	—	1
十和	—	—	1	1	分署 1 (区域外)	2	—	1

④金融機関・商店等

地域名	金融機関 (郵便局含む)		商店街の主な店舗等									街路灯	
	施設	単 独 ATM	大 型 量販店	宿 泊 施 設	町営住宅 戸数(集合)	コン ピニ	ホーム センター	飲 食	工務店 水道店	書 籍 文 具	商工会	設置者	基 数
窪川	5	2	5	7	65	1	2	40	5	2	本所	商工会	181
大正	2	2	—	2	87	—	—	8	2	1	支所	商工会	55
十和	3	1	—	3	36	—	—	13	2	—	支所	商工会	63

⑤介護・ケア施設等

地域名	町 立		一部事務組合	社 会 福 祉 法 人		医療法人	民 間	
	包括支援 センター	介護支援	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	障害者支援	介護支援	介護支援	障害者支援	介護支援
窪川	1	—	窪川 荘	①GH笑和 ②あさざり	①GH四万十の里 ②香月	①あけぼの ②大西病院	①由菜の里 ②しまんと創庫	①あおき
大正	1	大正診療所	四万十荘	①やまびこ	①GHあゆ	—	—	
十和	—	十和診療所	—	—	①こいのぼり荘	—	—	

#### (4) 公共・文化・観光施設等

##### ①公共施設

地域名	町 立		県の出先機関	社会福祉協議会	J A	
	役 場 振 興 局	給食センター	施 設 名 称	事 務 所	事務所	販売所
窪 川	1	1	①須崎土木事務所出張所 ②農業改良普及所 ③高幡家畜保健衛生所	1	1	1
大 正	1	1	—	—	—	—
十 和	1	1	—	—	1	1

##### ②文化施設等

地域名	町 立 図 書 館	町 立 美 術 館	体 育 館	文 化 財	コ ミ ュ ニ テ ィ ー 施 設
窪 川	1	1	①窪川小学校 ②窪川中学校 ③勤労者体育センター ④県立窪川高等学校	①旧半平旅館	①窪川四万十会館 ②農村環境改善センター ③第1北琴平団地集会所
大 正	1	—	①田野々小学校 ②大正中学校 ③県立四万十高等学校	①旧竹内家	①きらら大正 ②地域交流センターたのの
十 和	—	—	①十川小・中学校 ②昭和小学校	—	①コミュニティセンターとおわ ②昭和地区基幹集落センター

##### ③観光施設等

地域名	宿泊施設	駐 車 場	寺社・名勝等	イベントホール・広場	レンタカー・サイクル
窪 川	①末広旅館 ②まるか旅館 ③うなぎち ④美馬旅館（本館・別館） ⑤宿坊岩本寺 ⑥民宿喫茶西乃家	①役場本庁舎 ②旧役場跡地 ③窪川四万十会館	①岩 本 寺 ②琴平神社 ③三熊野神社 ④四万十川	①窪川四万十会館 ②農村環境改善センター ③ポケットパーク	①中央自動車 ②半平旅館
大 正	①松月荘 ②ゲストハウス サマル	①役場大正振興局 ②きらら大正	①熊野神社 ②四万十川	①きらら大正	①駅前にぎわい拠点
十 和	①四万十旅館 ②十和温泉 ③かっぱバックパッカーズ	①役場十和振興局 ②こいのぼり公園 ③ふるさと交流センター	①星 社 社 ②四万十川	①こいのぼり公園 ②ポケットパーク ③ふるさと交流センター	①ふるさと交流センター

## (5) 法規制・防災等

### ①規制状況（条件・範囲等）

地域名	建築基準法	都市計画法	景 観 法
窪 川	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画区域内による規制               <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路関係</li> <li>・建ぺい率、容積率</li> <li>・高さ（道路斜線・隣地斜線）</li> </ul> </li> <li>○防 火（法第 22 条区域）</li> <li>○その他単体規定（環境・衛生・構造強度等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画区域内（非線引き）によるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発許可（3,000 m<sup>2</sup>以上）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町内全域が景観計画区域               <ul style="list-style-type: none"> <li>町内を①第一種地区、②第二種地区、③景観一般区域に区別し、行為の規模により届出が必要</li> </ul> </li> <li>○届出の必要な行為               <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱物の掘採又は土石の採取</li> <li>・土地の形状変更</li> <li>・建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去</li> <li>・建築物の外観の模様替え及び色彩の変更</li> <li>・工作物の新築、増築、移転又は撤去</li> <li>・工作物の外観の模様替え及び色彩の変更</li> <li>・森林(天然林及び植林)の伐採</li> <li>・針葉樹(杉及び桧)の植樹</li> <li>・屋外における物品(土石、廃棄物)の集積又は貯蔵</li> <li>・看板、広告板の設置又は廃棄物の集積若しくは貯蔵する行為</li> <li>・自動販売機等の設置又は色彩の変更</li> </ul> </li> </ul>
大 正	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防 火（法第 22 条区域）</li> <li>○その他単体規定（環境・衛生・構造強度等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画区域外によるもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発許可（10,000 m<sup>2</sup>以上）</li> </ul> </li> </ul>	（ 同 上 ）
十 和	<ul style="list-style-type: none"> <li>○単体規定（環境・衛生・構造強度等）</li> </ul>	（ 同 上 ）	（ 同 上 ）

地域名	重要文化的景観（重要構成要素）	四万十川条例	防災地域指定
窪川	○市街地は、重要文化的景観の選定区域外であるため、規制等なし。	○四万十川本川と主要支川から川に沿って存在する道路や鉄道で区切られる区間を「回廊地区」、回廊地区から一番近い尾根までで区切られる区間を「保全・活用地区」と区別し、行為の規模により届出が必要。 ○届出の必要な行為 ・ 鉱物の掘採、又は土石の採取 ・ 土地の形状変更 ・ 建築物、工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去 ・ 建築物の外観の模様替え ・ 建築物、工作物の色彩の変更 ・ 天然林の伐採 ・ 針葉樹(スギ及びヒノキに限る)の植樹 ・ 看板、広告板等の設置 ・ 屋外における物品(土石、廃棄物等)の集積、又は貯蔵	○市街地の一部が氾濫注意区域・土砂災害警戒区域
大正	○市街地は、重要文化的景観の選定区域内となっているが、重要構成要素の指定区域外であるため、規制等なし。	( 同 上 )	( 同 上 )
十和	( 同 上 )	( 同 上 )	( 同 上 )

**山・川・海 自然が 人が元気で 四万十町**

---

## 四万十町市街地再生基本構想

平成 31 年 3 月策定

発 行： 高知県四万十町

編 集： 四万十町企画課（まちづくり推進室）

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17

TEL：0880-22-3124 FAX：0880-22-3123

E-mail：103020@town.shimanto.lg.jp